令和5年度第1回秋田県入札制度適正化推進委員会の概要について

- 1 日 時 令和5年8月29日(火)午前10時から
- 2 場 所 秋田県教育会館3階 B会議室
- 3 出席者 委員長 石 田 英 憲

委員及川洋千葉一明加納静佳安保和仁

4 議事

- (1)報告事項
 - ① 県発注工事に係る入札・契約手続の運用状況について
 - 質疑・意見等なし -
 - ② 指名停止等の運用状況について
 - 質疑・意見等なし -

(2)審議事項

抽出案件① 《秋田地域振興局建設部:地方道路交付金工事(改築) 04-HF30-30》

及 川 委 員 入札者11者の内、9者が低入札調査基準価格と同額であり、 他の2者についてもほぼ同額であることについて、建設業者の受 注意欲の表れであると推測しているとの説明であるが、その理由

を教えていただきたい。

担 当 課 所 当該工事は、余裕期間設定工事となっているため、建設業者の (秋田建設部) 受注意欲が高かったものと推測している。

及 川 委 員 当該工事を落札した建設業者は、同時期に他の工事も数件請け 負っている。

> 他の工事にはもう対応できないなど、受注意欲が低かったとは 考えられないだろうか。

担 当 課 所 県の工事は年度末の工期となっているものが多く、落札した建 (秋田建設部) 設業者は同時期に他の工事を数件請け負っているが、当該工事が 余裕期間設定工事であったため、4月以降に着手することが可能 であり、技術者を確保することができたものと推測される。

及 川 委 員 低入札者が少なかった理由として、低入札調査基準価格を下回って契約する場合は技術者を増員配置する必要があり、かつ、指名差し控え措置又は警告のペナルティがあることから、低入札調査基準価格を下回る価格を提示する入札者は少なかったと推測されるとの説明があったが、低入札調査基準価格を建設業者は知っていたということは考えられないだろうか。

担 当 課 所 低入札調査基準価格を算定するための各経費は公表されてお (秋田建設部) り、積算能力の高い建設業者であれば、低入札調査基準価格を積

算し推測することは可能であると考えている。

千 葉 委 員 低入札調査基準価格を下回って契約する場合、技術者を増員配置する必要があるとのことであるが、増員配置する技術者は同一 の資格を有していなければならないのか。

担 当 課 所 条件に合致する資格を有している技術者であれば増員配置する (秋田建設部) ことは可能である。

千 葉 委 員 低入札調査基準価格を下回って入札した場合、建設業者の企業 努力の結果であるということにはならないのか教えていただきたい。

建設政策課長 公共事業は建設業者を支援するという側面もあるが、一方で国 民が使用する施設であるため、工事の質の確保という側面もある。 低入札価格調査制度はこれ以上金額が下がると工事の質が確保 できないのではないかという考えから一定のラインを引いた制度 であり、制度については公表した上で運用している。

また、低入札調査基準価格を下回った場合に即時に受注できないというものではなく、建設業者に技術者を増員配置することが可能なのかを確認した上で、増員配置できる場合には受注できる仕組みであり、公正性と質の確保について考慮した制度となっている。

抽出案件② 《秋田港湾事務所:向浜ふ頭用地造成工事 04-Z401-20》

及 川 委 員 低入札価格により受注した業者は、配置技術者を1名増員配置 し、工事の質を確保し、かつ、価格を安くしているということは 良いことではないかとも考えられるが、指名差し控え措置又は警 告のペナルティ対象になるというのはどういった考えなのか教え ていただきたい。

建設政策課長 先程もお伝えしたが、公共工事は質の確保という側面がある。 建設工事は安ければ良いというだけではない。価格が一定の基準 より下がると工事の質を確保できない危険性が増すという考えか らこういった制度が規定されている。

及 川 委 員 秋田県入札制度適正化推進委員会設置要綱第3条第7号では、本適正化推進委員会の事務の一つとして、「低入札価格調査について意見を述べること。」と規定されており、本適正化推進委員会から意見聴取を行わなかった理由については、「秋田県低入札価格調査取扱要綱第4条に規定する「ただし、失格判断基準調査及び簡易調査をもって低入札価格調査を終了する場合にあっては、審査委員会への報告を行わないものとする。」に該当することから、当該工事は審査委員会へ報告を行っておらず、同要綱の

第5条第2項に規定する秋田県入札制度適正化推進委員会への意見を聴かなければならないには該当しないと判断したものである。」との説明であったが、以前は同様の事例でこの報告があった。

この取扱いはいつから改正されたのか教えていただきたい。

事 務 局 この取扱いについては、平成18年2月28日付けで改正されている。

当時の改正では、建設業審議会の答申を受け、失格判断基準を 導入するとともに、低入札価格調査制度の適用範囲を1億円以上 の工事から4千万円以上の工事に拡大している。

低入札調査対象工事が大幅に拡大したことを受け、それまでは、 調査結果を入札制度適正化推進委員会の技術専門部会に全て報告 し審議していただいたが、取扱要綱を改正し、審査委員会が、契 約内容の履行が困難と認められると判断しようとする場合に、技 術専門部会の意見を聴くものと改められている。

安 保 委 員 当該工事は消波ブロックの製作の工事ということであるが、据え付け場所が決まっている場合であれば製作だけではなく、据え付けまで一括して発注した方が効率的であったのではないかと考えられるが、製作と据え付けを分けて発注した理由を教えていただきたい。

担 当 課 所 消波ブロックの数が少なければそういった発注も可能である (秋田港湾事 が、当該工事は200個と数量が多く工期について半年近くの時 務所) 間がかかり、秋になると海上工事ができなくなるため、設置につ いては翌年度の発注となった。

> また、建設業者によっては消波ブロックの製作はできるが、据 え付け工事が海上工事であるため施工できないという業者もある ため、製作と据え付けを分けて発注している側面もある。

その他

- 質疑・意見等なし -